



Column

所長加納が思う つれづれなるコトバ

税理士が本当の「先生」に

税理士はお客様よりよく「先生」と呼ばれたりします。税務の専門家として、分かりやすく税金について教えてくれる人という意味で、「先生」と呼ばれるようになったのかなと想像しております。しかし私はお客様とは対等な関係を築きたいと常々思っていますので、「先生」と呼ばれるのに少々違和感がありますが、そんな私が唯一「先生」と呼ばれて然るべきと認識している時があります。それが「租税教室」で学校に登壇する時です。

さて租税教室と聞いても全く聞きなじみのない方もいらっしゃるかもしれません。それもそのはず、租税教室が開始されたのは平成 15 年で、まだまだ歴史は浅いです。では租税教室ではどんなことを話しているのか？実際の授業の内容はというと、「税の歴史」から始まり「今の日本の税金の概要」「身近な税金は学校にもいっぱい」「税金の集め方、税金の使われ方」などを説明しています。途中「どうやったら公平に税金を集められるか？」というグループワークを行ったりしますし、「税金クイズ」を出したりして生徒たちも飽きずに聞けるような工夫も施しています。

最後に「税理士の役割」を話し、少しでも税理士を身近に感じてもらうようアピールも忘れておりません。こうして税務の専門家である税理士自ら講師となって小・中学校や高校で税金の授業を行うことは、これから世の中を支えていく若い世代の人たちに非常にためになると学校側での認識が進み、令和元年には全国で 1 万 2 千を超える実施件数を数えるまでになりました。私も昨年 2 校で租税教室講師として登壇致しました。租税教室を実施するに当たっては、準備に結構時間が掛かりますし、当日の拘束時間も少なからずあります。それでも私はやりたくて租税教室の講師を引受けています。なぜ自分の時間を削ってまで私が租税

教室に携わっているのか？その理由は…

私が税理士を目指すことを決意し受験勉強をしていた時、税金の勉強をすればするほど納税者に優しくない、七面倒な税制ばかりであることに気づきました。そんな時ふと思ったのが「国は国民に対し納税を義務と言いながら、その仕組みすら何ら教えてきていない。これは国民が税制を知らない方が、国の都合の良い税制を作れるようにしているのではないか？」と。税金は法律に基づいているとは言え、国等から一方的に財産を収奪されるものです。それだけに納税者それぞれが納得して税金を納めるべきですが、納税者のほとんどは税金の仕組みを知らないのが現状です。であれば納税者が納得して税金を納めるために、勉強をした私が税金のことを教えていきたい、そう強く意識し始めるようになりました。そんな折、一足先に税理士となった受験仲間から租税教室の存在を聞き、税理士となった暁には積極的に関わっていくことを心に決めました。

今の世の中、物価高によって生活苦になっている国民が多くいます。それだけでなく日本は火山列島ということもあり、災害が多い土地柄でもあります。そういうことがある度に税金の使い道が話題になりますが、「本当に国民はそんな税金の使い方を望んでいるの？」と考えさせられることが多々あります。我々税理士は税務の専門家として政府等にもあるべき税制を毎年提言していますが、中々思うようにいきません。やはり国民の税金に対するリテラシーが高くなると機運が高まらないのかなと思っております。そのために早い段階での教育は大変重要です。微力ではありますが、税理士として少しでも国民の税への意識が高まるよう活動を続け、結果納税者が納得できる税制になるようにしていきたいと思っております。



今月対応が必要な事項をリマインドします

1 9月決算の法人で前期一定金額以上の納税があった場合、5月末までに中間納税をしなければなりません。

→納税義務がある者には税務署、都道府県税事務所及び市役所・町村役場より納付書が届いているかと思しますので、**6/1（月）**までに納付の対応をお願い致します。
納税が必要かどうか分からない方は当事務所までお問い合わせ下さい。

法人税・地方法人税については**国税庁の方針により印字済みの納付書の送付が令和6年5月より廃止**となりました。中間納税義務者のお客様に対しては当事務所からもアナウンス致しますが、その際**納付書送付をご希望される場合はその旨お申し出下さい。**

2 令和8年4月分の給与から子ども・子育て支援金の徴収、納付が始まります。

→令和8年4月分の給与から、標準報酬月額×支援金率（令和8年度は0.23%）を労使折半で負担することになります。

従って従業員は5月に子ども・子育て支援金が給与天引きされ、事業者は**5月末**に他の社会保険料と共に納付しますので、給与計算の際はご注意下さい。

3 令和8年4月1日から雇用保険料率に変更されました。

→一般の事業者については、事業主負担が9/1000から8.5/1000へ、労働者負担が5.5/1000から5/1000へと下がりました。

4月1日以降に締日を迎える最初の給与計算期間から変更になりましたので、給与計算の際はご注意下さい。

Introduction

当事務所のお客様をご紹介します

医療法人社団恒歯会 糸デンタルオフィス四谷三丁目

<https://tsumugi-dental.com/>

〒160-0004東京都新宿区四谷3丁目12-4 サワノポリビル 4階
TEL. 03-3357-4029

糸デンタルオフィスは、2026年3月24日にリニューアルオープンいたしました。院内環境や設備を見直し、患者さまがより安心して治療に向き合える環境を整えております。落ち着いて通っていただける空間づくりとともに、一人ひとりのお口の状態に丁寧に向き合う診療を大切にしています。

当院では、歯をできるだけ残すことを重視した精密な歯科治療を基本としつつ、重度歯周病やインプラント治療にも対応し、長期的な視点でお口の健康を支えることを重視しています。症状だけでなく、その背景や経過も踏まえながら、無理のない治療計画をご提案いたします。



ご予約はお電話に加え、ホームページからのWEB予約にも対応しております。
ご都合に合わせてご利用ください。

※掲載ご希望の方は加納までご連絡下さい。

「基礎控除」の改正について

基礎控除とは、年末調整や確定申告において所得税・住民税を計算する際に、1年間の合計所得が2,500万円以下の納税者の所得から差し引ける控除項目です。

納税が義務付けられている中で「担税力なきところに課税なし」という考えに基づき、税負担の軽減や税の公平性を保つことを目的として、基礎控除は1947年に創設されました。

当初は控除額が4,800円でしたが、改正を重ね2025年には最大95万円にまで至りました。近年改正が続いている基礎控除ですが、2026年では「物価上昇による国民負担の軽減」や「年収の壁の引き上げ」を目的として、更に控除額を増額する形で改正されました。

改正内容

- ・合計所得が2,350万円以下の方を対象に、本則を58万円から62万円に引き上げ
- ・合計所得が489万円以下（給与収入が約665万円以下）の方を対象に、特例として本則に加算される額が最大32万円の拡大
- ※特例は居住者（日本国内に住所がある方等）にのみ適用、非居住者は対象外

改正後の基礎控除は以下の表のようになります。

合計所得金額	本則		特例（本則に加算）		控除合計額
	改正前	改正後	改正前	改正後	
132万円以下	58万円	62万円	37万円	42万円	104万円
132万円超336万円以下			30万円		
336万円超489万円以下			10万円		
489万円超655万円以下			5万円	67万円	
2,350万円以下			-	62万円	
2,350万円超2,400万円以下			48万円（変更無し）		
2,400万円超2,450万円以下			32万円（変更無し）		
2,450万円超2,500万円以下			16万円（変更無し）		
2,500万円超			-（変更無し）		

施行時期は2026年分の所得税から適用されます。

また、給与に係る源泉所得税の徴収につきましては、年末調整・確定申告で改めて計算する為、この改正により事業者の方が対応を変更する点はございません。

給与所得控除の改正との関係

基礎控除と同様「物価の上昇」に伴い、給与所得控除の最低保証額が65万円から最大74万円に引き上げられます。これにより所得税の課税されない範囲（いわゆる160万円の壁）が160万円から178万円（基礎控除最大104万円+給与所得控除最大74万円）にまで拡大します。

注意点

- ・基礎控除の引き上げは所得税のみとなり、住民税の基礎控除は従来の一律43万円です。
- ・住民税の「110万円の壁」や社会保険料の「106・130万円の壁」は「178万円の壁」と区別され、依然として存在します。その為世帯全体の手取りを最大化するには、それぞれの働き方を検討する必要があります。

まとめ

今回の基礎控除につきましては、従来の要件のまま控除額のみが引き上げられた形となり、改正によるメリットが大きく表れた結果となりました。しかし、税額計算や事務処理においては複雑な点もございますので、不明点等ございましたら当事務所までご連絡ください。

Topics

税務、資金繰りなど経営に関わる新制度をご紹介します

**① 令和8年5月より、税務署窓口における納税証明書の
受付時間が9時～15時までに短縮されます ※再案内**

税務署窓口での取得に代わる手段として、e-Taxによるオンライン申請（メンテナンス時間を除き、24時間利用可能）及びインターネットバンキング等による手数料の納付を行っていただくことで、納税者の皆様が来署することなく電子納税証明書（PDF）を受け取ることが可能です。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>



② 東京商工会議所が新事業として、ワンストップ人材プラットフォーム「人材つなサポ」を4/1よりスタートしました

こちらは会員企業のベテラン人材の求人情報を、人材送出企業、国や都などの公的支援機関、民間団体等、複数のチャンネルにワンストップで共有することで、人手不足の中小企業の求人ニーズの充足を図る事業です。

サービス利用料は無料とのことですので、ご関心のある方は下記URLをご確認下さい。

https://msg.tokyo-cci.or.jp/mail/u/1?p=_8NDfSaES2ZEAI0AY



③ 最新の国・東京都の主な支援施策（補助金・助成金）は下記URLにてご確認できます

https://www.tokyo-cci.or.jp/measures_info/



<https://www.facebook.com/kanoutax/>



<https://twitter.com/kanoutaxoffice>

